

新型コロナウイルス感染症への措置対応（第11報）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の実施期間は、東京都を含む10都府県を対象に、3月7日まで延長されております。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を実施しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいります。引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ 問合せ TEL 042-570-2626

緊急事態宣言の期間延長に伴い、2021年2月8日（月）から2月15日（月）までの間、臨時休館しておりましたフレッシュランド西多摩「浴場施設」は、感染防止対策を講じたうえで、下記のとおり営業を再開します。

ご利用に際しては、感染防止の観点から一部制約がございますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【営業再開】 フレッシュランド西多摩「浴場施設」

- 再開日時：2021年2月16日（火）午前10時から再開
- 営業時間等

施設名	営業時間	備考
浴場施設	10:00~20:00	最終受付は19:00まで
多目的施設(体育館)	9:00~17:00	夜間(18:00~22:00)の受付不可
集会施設「ふれあい館」	9:00~17:00	夜間(18:00~22:00)の受付不可

※ 営業時間の短縮は、2021年3月7日（日）まで実施します。

※ 営業時間の短縮に伴い、多目的施設、集会施設の夜間予約分として前納された使用料は、全額還付いたします。